

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成29年5月19日 第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成28年11月18日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 豊月 代表取締役 豊岡 憲治	芦別市南2条東1丁目5番地2

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	フードD 双葉食彩館 苫小牧市双葉町2丁目42-1 ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 豊月 代表取締役 豊岡 憲治 芦別市南2条東1丁目5番地2	
(3)新設日	平成29年7月19日	
(4)店舗面積の合計	1,778 ² m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	53台
	駐輪場の収容台数	30台
	荷さばき施設の面積	54 ² m ²
	廃棄物保管施設の容量	34 ³ m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	7箇所(出入口7箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 53台 ≤ 53台				
	従業員駐車場等の整備	・駐車場内及び隔地に確保 (13台)				
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	・平面自走式30台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。				
	搬入車両等の誘導	・搬入が、一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定している。				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑が予想される開店時、特別なセール等の繁忙期には交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努めている。 ・荷捌き車両の出入の際には、歩行者や自転車の交通安全の確保に努めている。 				
	交通整理員の配置	・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努めている。				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 程度で出動し、店舗開店前に除雪作業を終了させる。 ・堆積場が満杯になる前に排雪し、来客用駐車台数の確保に努めている。 ・路上に堆積された雪で、出入口付近の見通しが悪化し交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の搬出をする。 					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60 dB	41 dB	○	
		2	60 dB	43 dB	○	
		3	55 dB	47 dB	○	
		4	60 dB	57 dB	○	
		5	55 dB	41 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50 dB	30 dB	○	
		2	50 dB	30 dB	○	
		3	45 dB	38 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	50 dB	45 dB	○
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導している。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮している。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間 (午後 10 時から午前 6 時まで) は実施しない。 			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・早朝は住宅から離れた荷捌施設 A のみから商品搬入をし騒音の軽減に配慮している。 ・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させ騒音の軽減に配慮している。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させている。 			
付帯設備・施設等の対策		・室外機は住居等から離れた位置に設置することで、騒音の軽減に配慮している。				
青少年等の ^{いしゅう} 蝟集等の対策		・営業時間終了後は、駐車場出入口をチェーンバリアで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音対策を講じている。				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていく。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。 				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備 保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 指針容量 $8.328\text{m}^3 \leq$ 設置容量 34.190m^3 廃棄物保管施設Aは屋内に設置し、飛散防止に配慮している。 廃棄物保管施設Bは屋外であるが、使用時以外は戸を閉め飛散防止に配慮している。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図っている。 法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。 設置容量は、指針による容量を上回っている。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底している。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 調理用の排気ダクトは住宅から離れた位置に設置 生ゴミ庫は定期的に清掃するなど悪臭等の発散防止に配慮している。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じていく。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明はその光により住民等に悪影響を与える「光害」を生じることが無いよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮している。 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することの無いよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている範囲の物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 閉店後は、機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図っている。 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		<ul style="list-style-type: none"> 届出書案一式を提出し、建替えに伴う届出内容を説明。
	公安委員会（警察）	<ul style="list-style-type: none"> 【北海道札幌方面苫小牧警察署交通第一課】 駐車場の出入口以外の道路境界はバリカ等で分離して車両の出入箇所を明確にすること。 営業時間外は、出入口をチェーン等で閉鎖し騒音の軽減に配慮すること。 大売り出し等の繁忙日は交通整理員を配置して、安全対策、交通混雑回避に配慮すること。 →いずれも承知 【北海道警察本部交通部交通規制課】 出入口①及び③は交差点に近いが問題はないか。 →出入口①は横断歩道から5m離れている。 →出入口③は歩道コーナー端点より5m離して整備する。了承される。
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 【苫小牧市都市建設部道路維持課】 出入口の幅は変形縁石も含めて8mまで。 不要な切下げは復旧すること。 →以上、承知 出入口③は交差点歩道コーナー端点から5m以上離れていないため、取り止めか設計変更をする必要がある。 →後日設計変更し出入口の数、位置も了承される。
	地元市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【苫小牧市産業経済部商業振興課】 関係各課と事前協議を行うこと。 →承知 【苫小牧市環境衛生部環境保全課】 冷凍機室外機の一部が特定施設に該当するので、条例に基づき特定施設設置届出が必要。 →承知 荷捌施設Bは住宅に近いので、遮音壁の設置が望ましい。また、朝夕の荷捌をBで行わないなどの対策が必要。 →早朝から開店前までの荷捌きは、住宅に配慮して駐車場側から搬入する計画とする。

		<p>【苦小牧市環境対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗裏側の従業員駐車場のアイドリング防止に配慮すること。 <p>→従業員、搬出入業者に徹底を指導する。</p> <p>【苦小牧市ゼロゴミ推進室清掃事業課・減量対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬処理を管理すること。 ・資源化できる物はするよう管理すること。 <p>→承知</p> <p>【苦小牧市市民生活部安全安心生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には歩行者注意等の注意喚起看板を設置してほしい。 <p>→承知</p> <p>【苦小牧市総合政策部まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口③は交差点歩道コーナー端点から 5m 以上離れていないため取止めか設計変更の必要あり。 <p>→後日設計変更し、了承される。</p> <p>【苦小牧市教育委員会教育部学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉三条通が緑小学校及び和光中学校の通学路であることを確認。 ・工事期間中は児童の交通安全に配慮すること。 ・市から各学校に周知するため、工事時間帯、工程など確定したら連絡いただきたい。 <p>→施工業者が確定し工程等が決まり次第連絡。</p> <p>【苦小牧市市民生活部危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同社と市は災害時の応急物資供給に関する協定締結済み。災害時の店舗駐車場の開放について協力依頼あり。 <p>→承知</p> <p>【苦小牧市都市建設部建設指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市条例や福祉のまちづくり条例など事前に確認し建築確認申請の手続きを進めること。 <p>→建築設計者に伝える。</p>
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見	
(1)市町村の意見	意見無し
(2)住民等の意見	意見無し
5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案	
意見無し	

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。